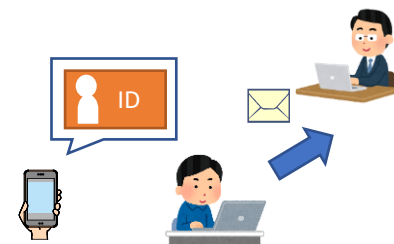


特 例 施 設 占 有 者 の 方 へ

令和8年7月22日から遺失物法施行規則の一部が改正されました。

1 改正の背景

令和6年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）の改正により、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載（カード代替電磁的記録）できるようになったことを等を踏まえ、**遺失物管理業務全体のデジタル化を図るため**、これまで書面によることと定められていた各規定について見直しを行うこととなったもの。



2 改正の概要

➤ デジタル身分証の提示による本人確認も可能になります。

落とし物として施設に交付された物件を、遺失者又は拾得者に引き渡すときは、身分証明書等の提示を受けることが定められていますが、従来のカード型の身分証に代えて、**デジタル身分証等を提示する方法でもよいこととします。**（規則第20条及び第37条関係）

➤ 一部書面の交付に代えてメールの送信等によることも可能になります。

落とし物の遺失者が判明しなかったとき、当該物件を届けた拾得者がその所有権を取得しますが、物件を受理したときに併せて引渡しの手続等について案内する場合、**書面の交付に代えてその案内をメールで送信することもできるようになります。**（規則第35条第5項、一部新設）

➤ 受領書のデジタル化も可能になります。

落とし物として保管していた物件を拾得者に引き渡すときは、受領書と引換えに引き渡さなければならないことと定められていますが、**書面に代えてタブレットへ署名をもらう方法のほか、物件を送付により引き渡す場合は、メールの送受信によることもできるようになります。**（新設）